

特別警報や暴風(雪)警報等に伴う臨時休業について

令和2年7月9日改訂

午前6時から8時30分までの間に、次の1～3のいずれかの場合、臨時休業とする。

- 1 愛媛県内に「特別警報」が発表されている。
- 2 中予地区に「暴風(雪)警報」が発表されている。
- 3 松山市に「大雨警報(土砂災害)」と「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当)がともに発表されている。

また、午前6時の時点で発表されている警報が上記時間内に解除された場合も臨時休業とする。